

令和5年度（仮称）香美市シェアオフィス基本計画策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和5年度（仮称）香美市シェアオフィス基本計画策定支援業務

(2) 目的

香美市が施策の基本的方向に沿って整備を予定している「（仮称）香美市シェアオフィス」について本市が基本計画を策定するにあたり円滑な計画策定を支援することを目的とする。

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約日から令和6年3月29日まで

(5) 見積限度額

金7,654,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 実施スケジュール

公募開始から審査結果通知までのスケジュールは次のとおりとする。ただし、都合により変更することがある。

スケジュール（予定）	実施内容
令和5年9月26日（火）	公告・募集開始
令和5年10月3日（火）	本公募に関する質問書提出期限
令和5年10月6日（金）	本公募に関する質問に対する回答期限
令和5年10月12日（木）	参加意向申出書の提出期限（参加資格要件の確認）
令和5年10月18日（水）	参加資格確認結果の通知
令和5年10月23日（月）	企画提案書等の提出期限

3 審査委員会の設置

別途定める「令和5年度（仮称）香美市シェアオフィス基本計画策定支援業務審査委員会設置要領」に基づき委員会を設置します。

4 契約相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、厳正かつ公平に審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」

という)と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではありません。選定後、候補者と香美市は、企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な条件などの具体的な協議と調整(以下「交渉」という)を行い、この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。なお、5日以内(市の閉庁日を除く)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が改めて市と交渉を行う事になります。

5 参加資格要件

次に掲げるすべての要件を満たすものとする。なお、公募開始日から審査結果の通知日までの間において、各要件のいずれかに該当しないことが明らかになった場合、失格とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 香美市入札参加資格停止等措置要綱(平成18年香美市告示第238号)の規定に基づく指名停止または指名回避の措置を受けている期間が存在しないこと。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申し立てをしている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (6) 代表者及び役員等が香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成25年香美市規則第5号)第4条各号のいずれにも該当する者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 県税及び市税に滞納がないこと。

6 参加資格審査

- (1) 本公募への参加を希望する者(以下「希望者」という。)は、後記「8 参加意向申出」のとおり、所定の書類を添えて期日までに参加の意向を本市に申し出ること。
- (2) 本市は、提出された所定の書類により、希望者の意向を確認した後、「5 参加資格要件」と照らし合わせ、希望者の参加資格の確認を行い、参加資格要件を満たし審査の対象とする希望者を決定する。
- (3) 参加資格の確認結果は、参加意向を申し出た希望者全員に書面で通知する。
- (4) 参加資格の確認で、本市に参加資格要件が欠格と判断されたため、審査の対象とならなかった希望者は、(3)の通知を受けた日から起算して7日以内に、その欠格と判断された理由について説明を求められることができる。

- (5) 審査の対象となった希望者（以下「提案者」という。）は、後記「9 企画提案」のとおり、所定の書類を添えて期日までに本市へ提案を行う。

7 質問書の提出及び回答

- (1) 提出方法 「質問書」（様式第1号）をメール、郵便、持参で提出
- (2) 質問書提出期限 令和5年10月3日（火）17時必着
- (3) 回答方法 令和5年10月6日（金）17時までに香美市ホームページで公表
- (4) 備考
 - ア 口頭での質問は受け付けない
 - イ 質問票の提出はFAX不可
 - ウ メール、郵便の場合は受信確認を行うこと
 - エ 質問票は上記提出期限内であれば随時受け付ける

8 参加意向申出

(1) 提出書類

提出書類		提出部数
ア	参加意向申出書（様式第2号）	1部
イ	法人等概要書（様式第3号）	1部
ウ	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（様式第4号）※1	1部
エ	登記簿謄本（申請者が法人の場合に限る。写しを可とする。）※1	1部
オ	身分証明書（申請者が個人の場合に限る。写しを可とする。）※1	1部
カ	市町村税に係る納税証明書 ※1	1部
キ	都道府県税に係る納税証明書 ※1	1部
ク	財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては貸借対照表及び損益計算書とする。写しを可とする。）※1	1部

※1 本市の入札参加資格を有する者は、ウ～クの書類のついては提出不要とする。

- (2) 提出方法 紙媒体は持参又は郵送（郵送の場合は書留必須）、電子データはメール提出（受信確認必須。データ容量が大きい場合は、市がファイル転送ストレージを用意するので事前に相談すること。）
- (3) 提出先 「14 連絡先及び各書類の提出先」へ提出
- (4) 提出期限 令和5年10月12日（木）17時必着
- (5) 備考
 - ア 本提出書類は、審査の際にも使用する。
 - イ 参加資格要件を満たした希望者に、企画提案書の提出を要請する。
 - ウ 参加意向申出後に、参加を辞退する際は、必ず商工観光課に「参加辞退届（様式第

5号)」を提出すること。なお、参加辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めないものとする。

エ 参加意向申出に係る提出書類の変更は原則認めないが、社名変更等やむを得ない事情がある場合は、提出先に相談すること。

オ 書類作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。

9 企画提案

(1) 企画提案に必要な提出書類

	提出書類	提出部数
ア	企画提案応募申込書（様式第6号）	1部
イ	企画提案書（A4版 任意様式）	正本1部 副本5部 紙媒体、電子データの 両方を提出
ウ	見積書（A4版 任意様式）	1部
エ	情報非公開希望申立書（様式第7号） 香美市情報公開条例（平成18年香美市条例第13号。以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（情報公開条例第6条第8号）に該当する部分が提案内容にある場合は提出すること。	1部

(2) 提出方法 紙媒体は持参又は郵送（郵送の場合は書留必須）、電子データはメール提出（受信確認必須。データ容量が大きい場合は、市がファイル転送ストレージを用意するので事前に相談すること。）

(3) 提出先 「14 連絡先及び各書類の提出先」へ提出

(4) 提出期限 令和5年10月23日（月）12時必着

(5) 備考

ア 書類作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする

イ 提案のあった書類一式は返却しない

ウ 責任の所在を明確にする観点から共同提案は受け付けない

エ 提出された企画提案は、無断で本件以外の用に使用しない

10 審査

提案者から提出された書類に基づき、プレゼンテーションを用いた審査を行う。

(1) 審査概要

- ア プレゼンテーションの時間は1提案者あたり20分以内とする
- イ 選定会場への入室は、1提案者あたり3名までとする
- ウ 業務の一部再委託を検討している場合、再委託業務事業者の入室は認めない
- エ プレゼンテーション終了後、選定委員からの質疑の時間を10分間設ける
- オ プレゼンテーションを行う順番は、提出書類の受付順とする
- カ 日時及び場所については、別途連絡する

(2) 審査方法

審査は「令和5年度（仮称）香美市シェアオフィス基本計画策定支援業務プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）の委員が行う。なお、契約候補者の選定にあたっては、審査項目に基づき、企画提案書等の内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容等を評価、採点し、契約候補者を選定する。

(3) 評価項目及び評価内容

提案のあった事業内容について、「(別表) 審査評価基準」の項目に基づき数値で評価し、契約候補者を選定する。なお、審査委員会において必要と認める項目を追加する場合がある。

(4) 契約候補者の選定

各委員の評価点の合計が、満点の6割以上である事業提案を行った提案者のうち最高評価点の提案者1者を契約候補者とする。

(5) 提案者が1者の場合

審査委員会における評価の結果、評価点数の合計が、満点の6割以上に達している場合、当該提案者を契約候補者を選定する。

(6) 評価点数の合計が同点の場合

「項目③業務の理解度」及び「項目④調査方法」の評価点の合計が最も高い事業者を選定する。なお、上記評価点も同点であった場合、選定委員の合議により契約候補者を決定する。

(7) 審査結果の通知

審査結果は、審査委員会の開催日から5日以内（土日祝日を除く）に提案者へ通知する。

(8) 審査結果の公表方法及び内容

審査結果は、審査委員会の開催日から5日以内（土日祝日を除く）に香美市ホームページにて次の内容を公表する。

- ア 契約候補者の名称、評価点及び選定理由
- イ ア以外の提案者の名称（五十音順で表記し、点数は公表しない）

1.1 失格の条件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 「5 参加資格要件」に掲げる参加資格を満たさない場合
- (2) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 企画提案書の内容が仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (4) 提案者に次の行為があった場合
 - ア 審査委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
 - イ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと
 - ウ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

1.2 契約の締結

契約候補者と香美市は、提案された企画内容をもとに協議の上、仕様書の内容を確定し契約を締結する。なお、プロポーザル方式での選定・契約であるため、提出された事業内容を決定し、最終的な仕様書を作成の上契約に至るため、提出された企画案の通りとならない可能性があることに留意すること。

また、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において、次点の候補者と協議する。

1.3 その他

- (1) 選定された場合には、市担当課と十分協議を行いながら業務を進めること。
- (2) 提出された書類等は、香美市情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（情報公開条例第6条第3号該当）を除き公開することとする。したがって、提案内容に情報公開条例第6条第3号に相当する部分がある場合は、企画提案書を提出する際に、「9 企画提案」内「(1) 提出書類 エ」に記載している「情報非公開希望申立書（様式第7号）」を提出すること。ただし、非公開の申し出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認められる場合などは、公開することがある。
- (3) 成果物の著作権の全部（著作権法第27条及び第28条規定の権利を含む。）は、香美市に帰属するものとする。
- (4) 香美市による成果物の二次使用（ホームページの掲載等）を認めること。また、成果物は、今後改定作業等において香美市が業務を委託した者による再編集を認めること。
- (5) 業務上発生する未確認事項については、香美市と協議すること。

1.4 連絡先及び各書類の提出先

- (1) 担当課 香美市商工観光課

- (2) 担当者 松木
- (3) 住所 〒782-8501 香美市土佐山田町宝町1-2-1
- (4) 電話 0887-53-1084
- (5) メールアドレス shoko@city.kami.lg.jp